

長泉町職員等からの内部公益通報の処理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく職員等による内部公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 町の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。）

イ 町の事務若しくは事業（以下「事務事業」という。）を受託し、又は請け負った事業者の役員及び当該事務事業に従事する者

ウ 公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及び当該管理業務に従事する者

エ アからウまでに掲げる者であったもの（退職後1年以内の者に限る。）

オ その他町の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 内部公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、町又は職員等について、次に掲げる事実（以下「通報対象事実等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を町に通報することをいう。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 町の条例及び規則に違反する事実

ウ その他町における適正な業務の推進を妨げる事実

(3) 通報者 内部公益通報をした職員等をいう。

(4) 通報者等 通報者及び通報対象事実等に係る相談を行った職員等をいう。

(5) 通報対応業務 内部公益通報に関し、次に掲げる業務をいう。

ア 相談の対応

イ 通報の受付

ウ 調査の実施

エ 通報対象事実等があると認められた場合における是正措置、再発防止策その他適

正な業務の推進のために必要があると認める措置（以下「是正措置等」という。）
の実施

（通報対応業務管理責任者）

第3条 通報対応業務の適正な執行を管理するため、通報対応業務管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、総務部長をもって充てる。

3 管理責任者は、通報対応業務を担当する職員からの報告等を受け、適切な指示を行うほか、通報対応業務の執行を総括する。

（通報窓口等）

第4条 通報を受け付けるため、行政課に通報窓口を置く。

2 通報対応業務を処理するため、通報窓口に通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）を置く。

3 従事者は、管理責任者が任命する。

（通報の受付）

第5条 従事者は、書面、電子メール、電話その他適切な方法により、通報を受け付けるものとする。

2 従事者は、通報者からの通報を受け付けたときは、長泉町内部公益通報受付票（様式第1号）により、必要な事項を当該通報者に確認するものとする。

3 従事者は、通報者に対し、当該通報に関する秘密は保持されること、通報者の個人情報保護されること及び通報の受付後の手続きに関することについて説明するものとする。

（通報者への通知）

第6条 従事者は、前条の通報を受け付けたときは、法の趣旨を踏まえ当該通報に対応する必要性について十分検討し、これを受理するときは内部公益通報として受理する旨を、受理しないときは内部公益通報とは認められない旨及びその理由を、長泉町内部公益通報受理（不受理）決定通知書（様式第2号）により、遅滞なく、通報者に通知するものとする。ただし、通報者が当該通知を望まない場合又は当該通報が匿名による通報である場合は、この限りでない。

（調査の実施等）

第7条 従事者は、前条の規定により受理した内部公益通報について、事実関係の調査及

び確認を速やかに行うものとする。

- 2 管理責任者は、必要と認めるときは、当該内部公益通報の内容に係る所属長（以下「関係所属長」という。）に対し、調査を実施するよう指示を行い及びその結果の報告を求めることができる。

（是正措置等の実施等）

第8条 管理責任者は、前条の調査を行った結果、当該内部公益通報に通報対象事実等があると認めたときは、速やかに町長に報告し、関係所属長に対し是正措置等を講ずるよう指示する。

- 2 前項の指示を受けた関係所属長は、速やかに是正措置等を講じ、その内容を管理責任者に報告する。

- 3 従事者は、前条の調査の結果及び前項の是正措置等の内容を、長泉町内部公益通報調査結果票（様式第3号）に記録する。

（調査結果等の通知）

第9条 従事者は、第7条の調査の結果及び前条第2項の是正措置等の内容を、遅滞なく、長泉町内部公益通報調査結果及び措置通知書（様式第4号）により、通報者に通知するものとする。ただし、通報者が当該通知を希望しない場合又は当該内部公益通報が匿名による通報である場合は、この限りでない。

（責務等）

第10条 管理責任者、従事者及び関係所属長（以下「通報対応関係者」という。）は、通報対応業務を処理するに当たっては、法及びこの規程の趣旨にのっとり、通報者等の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に行わなければならない。

- 2 通報対応関係者又は通報対応関係者であった者は、正当な理由がなく、その通報対応業務に関して知り得た事項であって通報者等を特定させるものを漏らしてはならない。

- 3 職員等は、通報者等を特定した上でなければ調査を行うことができない等のやむを得ない場合を除いて、通報者等を特定しようとする行為を行ってはならない。

- 4 通報対応業務に関与した者は、通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

（除斥）

第11条 通報対応関係者は、通報に係る事案が自らに係るものである場合には、その

通報対応業務を処理してはならない。

2 管理責任者又は従事者が前項の規定に該当するときは、町長は、他の職員をもって管理責任者又は従事者に充てることができる。

(不利益な取扱いの禁止等)

第12条 通報者等である職員の任命権者、管理職員等は、通報等を行った職員に対し、通報等を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

(運用状況の公表)

第13条 町長は、内部公益通報に関する制度の運用状況について、毎年度公表するものとする。

(職員等への周知)

第14条 管理責任者は、職員等に対し、法及びこの規程の内容についての周知を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。